

岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人工呼吸器等を使用する在宅の身体障害者及び難病患者等（以下「障害者等」という。）が、災害等による長時間停電時においても、日常生活が継続できるよう、非常用電源装置（以下「用品」という。）の購入に係る費用の一部を助成することにより、災害等による停電時に電源を確保し、障害者等の安全・安心な環境づくりに資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岡山市とする。

(助成対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、岡山市の住民基本台帳に住民登録があり、市税を完納した者で、在宅で人工呼吸器等を使用しており、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、医療機関等に入院中の者、障害者施設等（特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの高齢者施設を含む。）に入所中の者を除く。

- (1) 身体障害者手帳の呼吸器機能障害1級若しくは3級を保持している者又は医師がこれと同等の状態を有すると認める者であって、人工呼吸器を使用（睡眠時無呼吸症候群等によるCPAP（持続陽圧呼吸療法）の使用を除く。以下同じ。）しているもの
- (2) 岡山市特定医療費（指定難病）受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証（以下これらを「受給者証」という。）を所持している者又は医師がこれと同等の状態を有すると認める者であって、人工呼吸器を使用しているもの
- (3) 身体障害者手帳の呼吸器機能障害1級を保持している者又は医師がこれと同等の状態を有すると認める者であって、酸素濃縮器を使用しているもの
- (4) APD装置（自動腹膜透析装置）を使用している18歳未満の児童

(用品の種目等)

第4条 本事業の対象となる用品は、別表用品の種目の欄に掲げるもののうち新たに購入されるものであって、別表性能要件の欄に掲げる性能及び別表の注意事項を満たすものとする。ただし、診療報酬対象となったものを除く。

- 2 助成対象者に助成するものは、別表用品の種目の欄に掲げる種目のうち1種類、かつ、1製品のみとする。
- 3 助成対象者は、助成を受けた用品の耐用年数（別表用品の種目の欄に掲げるものに応じ、同表耐用年数の欄に掲げる期間をいう。以下同じ。）が経過した後は、再度助成の申請をすることができる。

(助成の制限)

第5条 この事業は、各年度の予算の範囲内において実施するものとする。

- 2 助成を受けようとする18歳以上の障害者等本人及び同一世帯員である配偶者のうち、最多納税者の市町村民税所得割の額が46万円以上の場合は、本事業による助成を受けることができない。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする障害者等又は児童についてはその保護者（以下「申請者」という。）は、用品の購入を行う前に、次の各号の書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、申請者が第2号の見積書を徴取する業者は、あらかじめ第13条の規定により市長に登録を受けた者でなければならない。

- (1) 岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置助成申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）
- (2) 岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置助成見積書（第2号様式）（以下「見積書」という。）
- (3) カタログのコピー等、製品の概要、仕様が分かる資料
- (4) 第3条第1号から第3号までに該当していることが確認できる身体障害者手帳又は受給者証の写し。ただし、岡山市が公簿により確認できるとき、又は、市長が認めるときは省略することができる。
- (5) 第3条各号に該当していることが確認できる岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置助成医師の意見書（第7号様式）。ただし、人工呼吸器の記載のある受給者証の交付を受けており、人工呼吸器使用の旨が確認できる場合は受給者証の写しで意見書に代えることができる。
- (6) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合であつて、特に必要があると認める場合は、申請の内容について必要と認める事項を調査するものとする。

岡山市が所得等に関する情報を公簿により確認できる。

(助成の決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請に基づき内容を審査し、助成の可否について決定するものとする。

- 2 市長は、助成を決定した場合は、岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置助成交付決定通知書（第3号様式）（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置助成券（第4号様式）（以下「助成券」という。）を申請者に送付するものとする。
- 3 市長は、審査の結果、助成しないことを決定した場合は、岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置助成申請却下決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更)

第8条 前条第2項の規定により助成の決定を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）が、当該決定内容の一部を変更する場合は、第6条第1項第2号に定める見積書を添付して市長に提出し、再度助成の決定を受けなければならない。また、購入を中止しようとするときは、市長に岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置助成申請取下げ書（第6号様式）を提出しなければならない。

（助成額）

第9条 岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置助成金（以下「助成金」という。）の額は、用品の種目に応じて、それぞれ別表助成上限額の欄に規定する額と用品の購入に要する費用のいずれか低い額（以下「助成基準額」という。）から、次条第1項の自己負担額を差し引いた額とする。ただし、用品の運搬、維持に当たって発生する経費は、含まないものとする。

（費用の負担）

第10条 助成決定者が負担する額（以下「自己負担額」という。）は、助成基準額の100分の10に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、自己負担額は0円とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 助成を申請する当該年度（4月～6月の申請については、前年度）の市町村民税（扶養控除については、所得税法によるものとする。）が非課税である世帯に属する者
- 2 前項第2号における世帯の範囲は、助成決定者が18歳以上の者である場合は当該助成決定者及び配偶者とし、18歳未満の者である場合はその助成決定者が属する同一世帯全体とする。
- 3 用品の購入に要する費用が別表の助成上限額を超えるときは、自己負担額に加え、助成上限額を超える額についても、助成決定者が負担するものとする。

（納品及び受領）

第11条 申請で提出された見積書を作成した業者（以下「業者」という。）は、第7条第2項の規定による助成決定後、助成決定者と調整し、速やかに用品を納品するものとする。

- 2 助成決定者は、前項の納品があったときは、決定通知書を提示のうえ、業者に自己負担額を支払うとともに、助成券に署名又は記名押印し、助成券を業者に引き渡すものとする。

（助成金の代理受領）

第12条 助成金の請求及び受領は、業者が助成決定者に代わって行うものとする。

- 2 助成決定者に代わり、助成金の請求及び受領を行う業者は、あらかじめ次条の規定により市長に登録を受けた者でなければならない。
- 3 助成決定者に代わり、助成金の請求及び受領を行う業者は、助成券に記載された助成決定者の自己負担額を徴収の上で用品の引渡しを行い、助成決定者の受領確認がなされた助成券を請求書に添付して市長に請求するものとする。
- 4 市長は、前項の助成金について、内容を審査した上、適正と認めたときは助成券に記載

された公費負担額を業者に対し支払うものとする。

- 5 前項の規定による支払いがあったときは、助成決定者に対して助成金の交付があったものとみなす。

(業者の登録)

第13条 前条第2項の登録を受けようとする業者は、市長に所定の書類をもって届出を行わなければならない。ただし、この要綱の施行日前に岡山市障害者日常生活用具給付事業実施要綱（平成25年4月1日施行）第8条第2項に規定する登録を受けている者は、この要綱の施行日に登録を受けたものとみなす。

- 2 市長は、前項の登録を受けた者に不適切な行為があった場合には、登録を抹消する。

(助成決定の取消し等)

第14条 助成決定者は、助成された用品を当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

- 2 市長は、助成決定者が虚偽その他不正な手段により助成を受けたとき又は前項の規定に反したときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により助成決定を取り消した場合は、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(再助成に係る申請)

第15条 助成決定者は、助成の決定を受けた用品が助成決定日から別表耐用年数の欄に掲げる期間を経過していなければ、再助成の決定を受けることができない。ただし、当該期間を経過する前に用品が使用不能になったと市長が認める場合はこの限りではない。

- 2 前項ただし書の規定による再助成を申請する者は、第6条第1項に規定する書類に加え、助成された用品が使用不能になった事由を証する書類を提出しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年9月3日から施行する。

別表

用品の種目、性能要件及び助成上限額

用品の種目 ※ 以下の3種目のうち、1つについて助成	性能要件	耐用年数	助成上限額
正弦波インバーター発電機	ガソリンまたはガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	10年	120,000円
ポータブル電源等 (蓄電池)	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの 又は、人工呼吸器専用のバッテリーで、6時間以上使用可能なもの	5年	120,000円
DC/AC インバーター(カーインバーター)	自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に交換する装置で、定格出力が300W以上のもの	5年	45,000円

<注意事項>

- 1 疑似正弦波(矩形波、補正正弦波)の製品は助成の対象外です。
- 2 用品は、障害者等又は介護者が容易に使用又は運搬が可能な製品でなければいけません。
- 3 特に、海外製の製品の場合には、次のことを確認してください。
 - ・ 日本語の取扱説明書が添付されていること
 - ・ 電気用品安全法の適合検査に適合した(PSEマークが付いている)製品であること
- 4 用品の運搬、維持に要する経費(ガソリン、カセットボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用)については、助成の対象外です。
- 5 直接、医療機器につなげて使用すると故障する可能性がありますので、必ず外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなど対策を講じてください。

特に、ポータブル電源(蓄電池)、DC/AC インバーターについては、市販されている製品のほとんどが、精密医療機器に使用した場合の動作保証までは行っておりませんので注意が必要です。当該助成事業により購入した用品を使用したことで医療機器に故障が生じた場合、市はその賠償又は補償の責めを負いません。

様式一覧表

様式1号	岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置購入費助成申請書
様式2号	岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置購入費助成見積書
様式3号	岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置購入費助成決定通知書
様式4号	岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置購入費助成券
様式5号	岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置購入費助成申請却下決定通知書
様式6号	岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置購入費助成申請取下書
様式7号	岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置購入費助成医師の意見書